

基安安発第 0624002 号

平成 21 年 6 月 24 日

登録製造時等検査機関の長 殿  
登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

ボイラー本体と安全弁との間の切替弁の設置に係る  
ボイラー構造規格第 86 条の適用について

ボイラー構造規格第 62 条においては、蒸気ボイラーの安全弁はボイラー本体に直接取り付けることとされており、ボイラー本体と安全弁との間に弁を設けることは認められていません。

しかしながら、ボイラーの連続運転中における安全弁の検査又は修理を可能とする観点から、本件について、海外における取扱い状況等を調査した上で専門家による検討を行ったところ、別紙 1 のとおり結論が得られました。

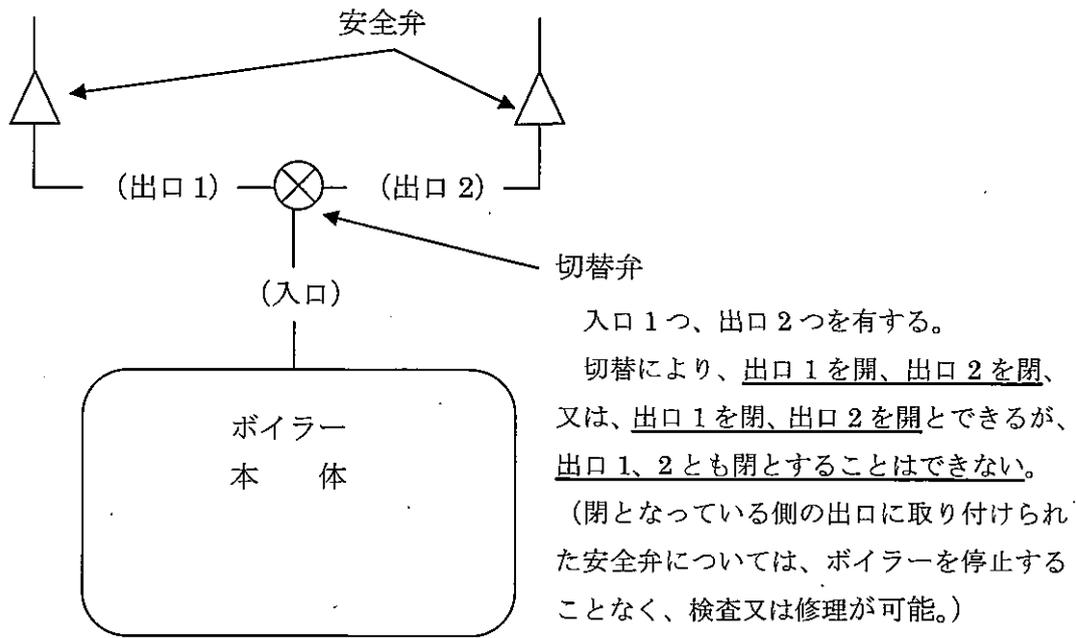
つきましては、ボイラー本体と安全弁との間に切替弁を設けることについて、ボイラー構造規格第 86 条の適用に係る申請がなされた場合には、下記のとおり取り扱うこととしますので、留意されるようお願いいたします。

記

1 概要

下記 2 に掲げる審査項目について、専門家からの意見聴取等により十分な安全性を有すると認められる場合には、ボイラー構造規格第 86 条の規定を適用することにより、ボイラーと安全弁との間に切替弁を設置することができること。これにより、切替弁が閉となっている側の出口に取り付けられている安全弁については、ボイラーの運転中であっても、検査又は修理を行うことが可能となること。

切替弁とは、下図のとおり、1つの入口、2つの出口を有し、どちらかの出口が必ず開となるものであり、安全弁は両方の出口に取り付ける必要があること。したがって、2個の安全弁の取付が必要なボイラーについて、2個の安全弁とも切替弁を設ける場合には、合計 4 個の安全弁が必要となること。



## 2 審査項目

- (1) 一連の工程をこなす製造設備に組み込まれたボイラーで、その運転を停止することにより、他の設備に多大な影響を及ぼし、かつ、代替の手段を講じることが困難である等、ボイラー本体と安全弁との間に切替弁を設置する必要が認められるか。
- (2) 開放検査周期認定を受けたボイラー（ボイラー及び圧力容器安全規則第 40 条第 1 項ただし書のボイラーをいう。以下同じ。）であるか。
- (3) 安全弁、切替弁について、適切な整備要領が作成されているか。また、当該要領に基づいて整備され、当該記録が保存されるようになっているか。
- (4) ボイラーの仕様、運転状況等に応じた適切な安全管理、運転管理、保安全管理が行われているか。
- (5) 切替弁の構造が別紙 2 の要件を満たしている、又はこれと同等以上の安全性を有しているか。また、安全弁は取り外しのできる構造であるか。
- (6) その他安全の確保が阻害されることがないか。

## 3 手続き

所轄の都道府県労働局においては、申請者から別紙 3 に掲げる書類の提出を受け、2 の審査項目に係る意見を付した上で本省と協議する。

本省においては、当該資料をもとに専門家から意見を聴取する等により、個別に審査し、その結果を所轄の都道府県労働局に通知するとともに、他の都道府県労働局に対して情報提供を行う。

所轄の都道府県労働局においては、協議の結果を踏まえ、十分な安全性があると認められる場合には、ボイラー構造規格第 86 条に基づく適用の特例の認定を行うこと。